

4 大津市環境審議会委員名簿

令和元年11月27日現在
(敬称略、五十音順)

区分	氏 名	役職等
1号 学識経験者	石川 俊之	滋賀大学 教育学部 教授
	河瀬 玲奈	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 研究員
	酒井 章子	京都大学 生態学研究センター 教授
	佐藤 圭輔	立命館大学 理工学部 准教授
	島田 洋子	京都大学大学院 工学研究科 准教授
	岳野 公人	滋賀大学 教育学部 教授
	樋口 能士	立命館大学 理工学部 教授
	湊 二郎	立命館大学大学院 法務研究科 教授
	和田 有朗	滋賀県立大学 環境科学部 准教授
2号 各種団体推薦者	赤羽 薫	一般社団法人大津市薬剤師会
	岡角 泰彦	大津市自治連合会
	高月 直	大津地区労働者福祉協議会
	津田 寛介	一般社団法人大津青年会議所
	坪井 由美子	大津市地域女性団体連合会
	寺田 美弥子	大津商工会議所
	二階堂 愛子	おおつ自然観察の会
3号 公募委員	渡邊 維子	公募委員

5 大津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

令和元年12月1日現在
(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	役 職
1 号 学識経験者	天野 耕二	立命館大学教授 (食マネジメント学部 食マネジメント学科)
	平山 奈央子	滋賀県立大学助教 (環境科学部 環境政策・計画学科)
	水原 詞治	龍谷大学助教 (理工学部 環境ソリューション工学科)
2 号 廃棄物の発生抑制、 再利用推進団体の 推薦者	太田 いく子	ごみ減量と資源再利用推進会議会員
	佐々木 敏子	ごみ減量と資源再利用推進会議会員
	北川 吉男	大津市自治連合会 (田上学区自治連合会長)
	川端 美保子	大津市地域女性団体連合会事業部長
	八軒 茂隆	一般社団法人大津青年会議所理事
	辻 博子	滋賀グリーン購入ネットワーク事務局長
3 号 事業団体推薦者	磯田 陽子	大津商工会議所女性会会長
	伊藤 順一	一般社団法人大津市商店街連盟副理事長
	古池 真人	株式会社平和堂総務部CSR推進室
	西村 一男	大津市再生資源回収事業協同組合
4 号 関係行政機関職員	三橋 進	滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長
5 号 公募委員	熊谷 朋美	公募市民

6 大津市環境施策推進本部設置規則

平成 9 年 12 月 1 日

規則第 81 号

(設置)

第 1 条 良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市環境施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画(大津市環境基本条例(平成 7 年条例第 39 号)第 7 条の規定に基づき策定したものをいう。)の推進に関すること。
- (2) 環境にやさしい大津市役所率先実行計画(大津市環境基本条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、市自らが率先して良好な環境の保全と創造に取り組むために策定したものをいう。以下「率先実行計画」という。)の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステム(ISO14001 に準拠した環境行動についての管理システムをいう。)の構築、維持等に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全と創造について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 代表幹事
- (5) 幹事
- (6) 率先実行計画推進責任者
- (7) 率先実行計画推進員

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

5 代表幹事は、環境部次長の職にある者をもって充てる。

6 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

7 率先実行計画推進責任者は、別表第 1 に掲げる職にある者(当該職にある者が、いないときは当該職に係る課又は室の課長補佐相当職以上の職位にある者(グループリーダーを置く課又は室において課長補佐相当職以上の職位にある者がいない場合にあつては、グループリーダー)のうちから市長が指名する者とし、2 人以上いるときはそれらの者のうちから市長が指名する者とする。)をもって充てる。

8 率先実行計画推進員は、大津市行政組織規則(昭和 61 年規則第 12 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する課、同条第 3 項に規定する分室、同条第 4 項に規定する出先機

関、同条第 5 項に規定する支所並びに同条第 6 項に規定するその他の機関(以下「課等」という。)にそれぞれ 1 人置く。

- 9 市長は、公営企業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び市議会議長に対し、その事務局等において第 7 項の率先実行計画推進責任者及び前項の率先実行計画推進員に該当する者を選任することを求めるものとする。

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を統括するとともに、本部員、代表幹事、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部の所掌事務を処理する。
- 4 代表幹事は、次項及び第 6 項に規定する事務を統括するとともに、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。
- 5 幹事は、調査、研究、企画、検討、その他本部の所掌事務を処理するため必要な事務を担当する。
- 6 率先実行計画推進責任者は、その者の属する部局に属する率先実行計画推進員を指揮監督し、当該部局における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。
- 7 率先実行計画推進員は、その者の属する課等における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議及び専門部会議とする。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、第 2 条に規定する事項について審議する。ただし、第 2 条第 3 号に規定する事項を審議する場合の本部員会議は、本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、本部員会議に諮る事項(第 2 条第 3 号に規定する事項を除く。)について審議する。

- 2 幹事会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。
- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会議)

第 8 条 専門部会議は、代表幹事及び幹事のうちから代表幹事が指名した者で構成し、幹事会議に諮る事項について審議する。

- 2 専門部会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。
- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、専門部会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

別表第1(第3条関係)

部局	本部員	幹事	率先実行計画推進責任者
政策調整部	部長	企画調整課長	企画調整課長補佐
総務部	部長	総務課長	総務課長補佐
		財政課長	
		管財課長	
		契約検査課長	
市民部	部長	自治協働課長	自治協働課長補佐
福祉子ども部	部長	福祉政策課長	福祉政策課長補佐
健康保険部	部長	長寿政策課長	長寿政策課長補佐
産業観光部	部長	商工労働政策課長	商工労働政策課長補佐
		農林水産課長	
		田園づくり振興課長	
環境部		環境政策課長	環境政策課長補佐
		廃棄物減量推進課長	
		産業廃棄物対策課長	
		不法投棄対策課長	
		施設整備課長	
未来まちづくり部	部長	まちづくり計画課長	まちづくり計画課長補佐
		公園緑地課長	
		建築指導課長	
		建築課長	
		道路・河川課長	
出納室	室長	次長	出納室主査

別表第2(第3条関係)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
		下水道課長
		お客様設備課長
教育委員会事務局	教育次長	教育総務課長
		学校教育課長
		生涯学習課長
消防局	消防局長	消防総務課長